

たましん後見制度支援預金特約

多摩信用金庫

後見制度支援預金は当金庫ホームページ上に掲載されている「普通預金（無利息普通預金を含む）規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特約に定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)
家庭裁判所が「指示書」を交付した者。
2. (取扱店の限定)
口座開設店のみを窓口として取扱うものとします。
3. (取引の方法)
すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。
4. (自動支払い等)
この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
5. (キャッシュカードの取扱い)
キャッシュカードは発行できません。
6. (ATM利用)
ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
7. (各種サービスの取扱い)
インターネットバンキングなどの各種サービスを利用することはできません。
8. (解約)
この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。
 - ①成年被後見人が死亡した場合
 - ②裁判所による「指示書」に基づく場合
 - ③成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
 - ④未成年後見の場合で、成年に達した場合
 - ⑤法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合
9. (適用条項)
 - (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
 - (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
 - (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

以 上

(2020年4月現在)